

勧 誘 方 針

全国農業共済組合連合会（以下「本会」と言う。）は、農業保険法に基づき農業経営の安定を図るため、災害その他の不慮の事故及び農産物の需給の変動その他の事情によって農業者が受ける農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和し、農業の健全な発展に資することを目的として保険事業を実施しております。

これらの事業の推進に当たっては、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」等に基づいて次の勧誘方針を定め、適切な事業推進に努めてまいります。

1. 農業保険法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律およびその他法令等を遵守し、適正な事業推進を行います。
2. 皆さまの商品に対する知識、経験、財産の状況及び意向を考慮の上、適切な勧誘と情報の提供を行います。
3. 皆さまに収入保険事業の仕組みやリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
4. 加入推進の方法及び時間帯について、迷惑となる行為は行いません。
5. 皆さまに対し、より適切な加入推進が行えるよう、役職員等の研修の充実に努めます。
6. 保険金の支払いについては、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。

全国農業共済組合連合会